



平成28年5月13日

各 位

会社名 株式会社 山形銀行
代表者名 取締役頭取 長谷川 吉茂
(コード番号 8344 東証第一部)
問合せ先 総合企画部長 小 屋 寛
(TEL 023-623-1221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成28年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月23日開催予定の第204期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律（以下「改正会社法」といいます。）」によって、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実を図ることを目的に監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除を行うものであります。
- (2) 社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、監査等委員を含む社外取締役との責任限定契約締結を可能とするため、規定の変更を実施するものであります。なお、本件変更は監査役全員の同意を得ております。
- (3) 監査等委員会設置会社への移行によって、改正会社法第459条第1項の規定に基づき、機動的な剰余金の配当等の実施が可能となったことに従い、取締役会の決議により剰余金の配当等を実施できる旨の規定を変更案第35条として新設するとともに、重複する第7条を削除し、現行定款第38条を一部変更して変更案第34条とするものであります。なお、本件変更は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。

(4) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (記載省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	(機関) 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削除) <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第5条～第6条 (記載省略)	第5条～第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第7条 <u>当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除) (以下条数繰上げ)
第8条～第18条 (記載省略)	第7条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役 (取締役の員数) 第19条 当銀行に取締役15名以内を置く。 (新設) <u>取締役の現在員数を欠くに至った場合でも、法定員数を欠かず且つ職務の遂行に支障を来たさないときは、その補欠選任を行わない。</u>	第4章 取締役 (取締役の員数) 第18条 当銀行に取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> 15名以内を置く。 <u>当銀行に監査等委員である取締役6名以内を置く。</u> (削除)

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会でこれを選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会でこれを選任する。</u>その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当銀行を代表する取締役として、取締役会の決議により取締役頭取1名を選定する。</p> <p>取締役会の決議をもって、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>取締役会の決議をもって、取締役会長および専務取締役は当銀行を代表することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当銀行を代表する取締役として、取締役会の決議により<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役頭取1名を選定する。</p> <p>取締役会の決議をもって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>取締役会の決議をもって、取締役会長および専務取締役は当銀行を代表することができる。</p>

現行定款	変更案
第23条（記載省略）	第22条（現行どおり）
<p>（取締役の報酬等）</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>（取締役の報酬等）</p> <p>第23条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（<u>取締役の責任限定契約</u>）</p> <p>第24条 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章 取締役会</p> <p>（取締役会の権限）</p> <p>第25条 取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。</p> <p>（新設）</p> <p>取締役会に関する細目については、別に取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>第5章 取締役会</p> <p>（<u>取締役会の権限および規程</u>）</p> <p>第25条 取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。</p> <p><u>前項の規定にかかわらず、当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>取締役会に関する細目については、別に取締役会の定める取締役会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集および議長) 第26条 取締役会は、取締役頭取がこれを招集し、その議長となる。 取締役頭取が事故あるときは、取締役会長または専務取締役もしくは常務取締役がこれにあたる。 各取締役は、随時議題および理由を附して取締役会の招集を請求することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集および議長) 第26条 取締役会は、取締役頭取がこれを招集し、その議長となる。 取締役頭取が事故あるときは、取締役会長または専務取締役もしくは常務取締役がこれにあたる。 各取締役は、随時議題および理由を附して取締役会の招集を請求することができる。</p> <p>② <u>前各項の規定にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より1週間前に発する。ただし、緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。</p> <p>あらかじめ取締役および監査役の全員の同意があるときは、取締役会の招集手続を省略することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日より1週間前に発する。ただし、緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。</p> <p>あらかじめ取締役全員の同意があるときは、取締役会の招集手続を省略することができる。</p>
<p>第28条 (記載省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章 監査役</u></p> <p>(監査役の員数) 第29条 <u>当銀行に監査役5名以内を置く。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任) 第30条 <u>監査役は、株主総会でこれを選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u> <u>常勤監査役は、常勤して監査役の職務を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議による総額の範囲内で監査役の協議によりこれを定める。</u></p>	(削除)
<p style="text-align: center;"><u>第7章 監査役会</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 監査等委員および監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤監査等委員)</u> <u>第29条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤監査等委員を選定できる。</u></p>
<p><u>(監査役会の権限)</u> <u>第34条 監査役会は、法令および定款に定めるところにより、当銀行の業務執行に関する監査の権限を有するほか、監査役の職務の執行に関して必要な事項を決定する。</u> <u>監査役会に関する細目については、別に監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会</u>の招集通知) 第35条 <u>監査役会</u>の招集通知は、<u>各監査役</u>に対し会日より1週間前に発する。 ただし、緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。 あらかじめ<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、<u>監査役会</u>の招集手続を省略することができる。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の招集通知) 第31条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、<u>各監査等委員</u>に対し会日より1週間前に発する。 ただし、緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。 あらかじめ<u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、<u>監査等委員会</u>の招集手続を省略することができる。</p>
<p>第8章 計 算 第36条～第37条（記載省略）</p>	<p>第7章 計 算 第32条～第33条（現行どおり）</p>
<p>(中間配当) 第38条 <u>当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(<u>中間配当の基準日</u>) 第34条 <u>当銀行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>) 第35条 <u>当銀行は、剰余金の配当等会社法第459条1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>第39条（記載省略）</p>	<p>第36条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月23日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成28年6月23日（木曜日）

以 上